

防火服性能試験基準の一部を改正する基準案新旧対照表

改正案	現行
第1 防火服及び防火服表地の性能試験に係る試料及び洗たく処理 防火服及び防火服表地の性能試験に係る試料の提出及び洗たく処理は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 洗たく処理は、防炎性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和48年6月1日消防庁告示第11号）第3の2による水洗い洗たくによる方法又は前入れ方式の水平ドラム型洗たく機に ISO6330:1984 の手順2 A法に定める温度60℃±3℃の軟水と付属書Bに定める1 g/lの I E C 標準洗剤の入った軟水を入れて5回洗たくし、手順Eによりタンブル乾燥機で乾燥する方法とし、5回繰り返し洗たくする。洗たく処理後は、第2（1）から（4）まで並びに第3（1）<u>及び（2）</u>による試験を行う。ただし、B－I型及びB－II型にあつては第2（7）の性能試験<u>に係る洗たく処理は、JIS L 0217 103 によることとし繰り返し回数を20回として、ドライアイロン仕上げを実施しない方法とする。</u>また、A－I型及びA－II型にあつては洗たく処理を行わず、第2（2）から（4）まで及び第3（2）による試験を行う。	第1 防火服及び防火服表地の性能試験に係る試料及び洗たく処理 防火服及び防火服表地の性能試験に係る試料の提出及び洗たく処理は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 洗たく処理は、防炎性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和48年6月1日消防庁告示第11号）第3の2による水洗い洗たくによる方法又は前入れ方式の水平ドラム型洗たく機に ISO6330:1984 の手順2 A法に定める温度60℃±3℃の軟水と付属書Bに定める1 g/lの I E C 標準洗剤の入った軟水を入れて5回洗たくし、手順Eによりタンブル乾燥機で乾燥する方法とし、5回繰り返し洗たくする。洗たく処理後は、第2（1）から（4）まで並びに第3（1）<u>から（5）まで</u>による試験を行う。ただし、B－I型及びB－II型にあつては第2（7）の性能試験は<u>20回繰り返し洗たくする方法とする。</u>また、A－I型及びA－II型にあつては洗たく処理を行わず、第2（2）から（4）まで及び第3（2）による試験を行う。